福山市障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。) 第７７条第３項に基づき、地域における重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービス (以下｢訪問入浴サービス｣という。) を提供し、重度の身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、福山市とする。但し、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認められる事業者と協定を結び実施することができるものとする。

（利用対象者）

第３条　この事業の対象者は、福山市に住所を有する在宅の身体障がい者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生労働省令第１５号）別表第５号（第５条関係）の肢体不自由の等級が１級又は２級に該当する者

（２）法第５条で規定する障がい福祉サービス等の利用による入浴が困難な状態の者

（３）その他、この事業の利用によらなければ入浴が困難な状態の者

２　前項の規定にかかわらず、介護保険による訪問入浴サービスの対象となる者については対象者としない。

（事業内容）

第４条　この事業は、看護師等の管理のもとで、身体障がい者の居宅において浴槽を提供して行う入浴介護とする。但し、訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施することができる。

（申　請）

第５条　この事業によるサービスを利用しようとする身体障がい者は、｢障がい者訪問入浴サービス事業利用申請書兼利用確約書｣（様式第１号）に「高齢者・障害者保健福祉サービス情報提供書」を添えて申請するものとする。

２　この事業によるサービスの利用期間の更新を希望する身体障がい者は、「障がい者訪問入浴サービス事業利用申請書兼利用確約書」（様式第１号）により申請するものとする。

（支給決定）

第６条　前条の規定による申請を受けたときは、審査を行い支給の可否を決定し、支給を決定した者(以下「受給者」という。) には、「福山市障がい者訪問入浴サービス費支給決定通知書」（様式第２号）を交付するものとする。

（支給の期限）

第７条　支給の期限は、支給を開始することとした日から１年とする。但し、法第５条で規定する障がい福祉サービスのうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障がい者等包括支援の支給決定を受けている者については、当該支給決定にかかる支給の期限によるものとする。

（支給の取消及び停止）

第８条　受給者が、次の各号に該当するときは支給の決定を取消し、又は停止することができるものとする。

（１）第３条で規定する要件に該当しなくなったとき

（２）医療機関に入院して治療を受けることとなったとき

（３）第９条で規定するサービス提供事業者が、サービスの提供が困難と判断したとき

（４）その他受給が困難と認められるとき

２　前項の規定により支給の取消、又は停止をしたときは、「福山市障がい者訪問入浴サービス費支給取消・停止通知書」（様式第３号）により通知するものとする。

３　受給者よりサービスの利用の辞退、又は停止の申出があった場合は、「福山市障がい者訪問入浴サービス費支給取消・停止届出書」（様式第４号）の提出を求めるものとする。

（サービス提供事業者）

第９条　この事業は社会福祉法人、医療法人及び民間事業者で適切なサービスが提供できると認められる者で、事業の実施について協定を交わした者（以下「サービス提供事業者」という。）が行うものとする。

２　サービス提供事業者は、受給者よりサービスの利用の申出があったときは、第８条第１項第３号で規定するときを除いて、これを拒んではならない。

（事業設備等）

第１０条　サービス提供事業者は次の人員、設備等により行うものとする。

（１）管理責任者、看護師又は準看護師、介護職員２人、但し、管理責任者は兼務を可とする。

（２）障がい者が入浴するに適し安全及び清潔の保持された浴槽及び運搬のための車両、又は前記の入浴設備を備えた車輛

（実施方法）

第１１条　サービス提供事業者は、訪問入浴サービスの提供にあたって次のことを行うものとする。

（１）訪問入浴サービスの提供前の浴槽の消毒

（２）訪問入浴サービスの提供前及び後の利用者の健康状況の審査

（３）適切な介護技術者による訪問入浴サービスの提供

（４）事故等の発生時の必要な緊急措置と医療機関及び行政機関への連絡

（利用回数）

第１２条　受給者の訪問入浴サービスの利用回数は１週につき１回とする。但し、特に必要と認める場合においては１週につき１回の利用回数を増やすことができるものとする。

（費用）

第１３条　訪問入浴サービスに係る１回あたりの費用は、別表１に定める単価の額とサービス提供事業者が当該サービスを提供するに要した費用の額を比較し、少ない方の額とする。

（支給額）

第１４条　受給者に支給する訪問入浴サービスに係る費用は、各暦月において、次の各号で計算した額の合計額（以下「訪問入浴サービス費」という。）とする。

（１）第１３条で規定する費用に利用の回数を乗じた額 (以下「支給基準額」という。) に１０分の９を乗じた額

（２）支給基準額から前号で計算した額を減じた額が第１６条で規定する負担上限月額を超えるときは、その超えた額

（利用者負担額）

第１５条　受給者は、第１４条第１号で規定する支給基準額から同条の規定により支給される額を控除した額を負担するものとする。

（負担上限月額）

　第１６条　前条の規定にかかわらず、受給者が、１月に負担する額の上限(以下、「負担上限月額」という。) は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年１月２５日政令第１０号）第１７条で規定する障がい福祉サービスに係る区分及びその負担上限月額とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年２月２８日厚生労働省令第１９号）第２７条の規定を受ける者については、その適用を受けたときの額とする。

（代理受領）

第１７条　受給者は、第１４条の規定により支給される訪問入浴サービス費の請求及び受領をサービス提供事業者に委任できるものとする。

２　前項の規定により、サービス提供事業者が訪問入浴サービス費を受領したときをもって、市長は受給者に訪問入浴サービス費を支給したものとみなす。

（支給台帳の整備）

第１８条　サービス提供事業者は、支給等の状況を明確にするため「訪問入浴サービス支給台帳」を備えるものとする。

（サービス提供記録の整備）

第１９条　サービス提供事業者は、訪問入浴サービス事業に係る記録を整備し、事業が完了した日以降、次に到来する４月１日から起算して５年を経過するまでこれを保存するものとする。

（委任）

第２０条　本要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　　　則

１　福山市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(２０００年(平成１２年)４月１日施行)は廃止する。

２　前項の規定にかかわらず、施行日前において廃止前の福山市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(２０００年(平成１２年)４月１日施行)による支給の決定をしている者については、支給を決定された者とみなすものとする。

　附　　　則

この要綱は、２００７年(平成１９年)１月２９日から施行し、２００６年(平成１８年)１０月１日から適用する。

　附　　　則

この要綱は、２００８年(平成２０年)９月１日から施行し、２００８年(平成２０年)７月１日から適用する。

　附　　　則

この要綱は、２０１５年（平成２７年）３月２６日から施行し、２０１３年（平成２５年）４月１日から適用する。

　附　　　則

この要綱は、２０２０年（令和２年）８月１日から施行する。

　附　　　則

この要綱は、２０２１年（令和３年）４月１日から施行する。

　附　　　則

（施行時期）

１　この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に改正前の福山市障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱第２０条第５項の規定により保存されているサービス提供事業者の衛生管理に係る記録に関しては、この要綱の規定にかかわらず、事業が完了した日以降次に到来する４月１日から起算して５年を経過するまで、これを保存するものとする。

別表１（第１３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 利用区分 | 単価（円） |
| 全身浴 | １回あたり　１２，５００円 |
| 清拭又は部分浴 | １回あたり　　８，７５０円 |